

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 8 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501071号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600105号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年10月1日、喪失年月日を昭和39年4月1日とし、昭和38年10月から昭和39年3月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和38年10月1日から昭和39年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和38年10月1日から昭和39年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年10月1日から昭和39年4月1日まで

昭和38年10月1日付けで、A社D支店(以下「D支店」という。)から同社C支店(以下「C支店」という。)に転勤し、その後、妊娠により通勤や勤務が大変になったので、昭和39年3月31日に退職した。

しかし、C支店に勤務した請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、当該期間の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和38年10月1日付けで、D支店からC支店に転勤し、妊娠により昭和39年3月31日にC支店を退職した。」旨主張しているところ、D支店において、請求者とともに勤務していた複数の同僚は、「請求者は、D支店からC支店に転勤した。」旨、また、このうち二人は、「請求者は、C支店に昭和39年3月31日まで勤務した。」旨陳述している。

また、C支店において、請求期間に厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚は、請求者が同支店に勤務したことを記憶している上、このうち二人は、「請求者は、お腹が目立つようになるまで勤務していた。」旨陳述しているところ、請求者の出産日は昭和39年8月である。

さらに、C支店の複数の同僚の陳述から、当時、鉄道により同支店に通勤していた者は、6か月定期券が支給されていたことがうかがえ、このうち一人は、「途中退職する場合は、庶務係に定期券を返却していた。」旨陳述しているところ、請求者は、「D支店では徒歩通勤であった。C支店では6か月定期券であったと思うが、退職時に定期券を回収された覚えは無い。」旨陳述している。

加えて、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、B社は、「資料が無く確認できない。」旨回答しているものの、C支店の複数の同僚は、「請求期間当時、C支店に勤務する者で、厚生年金保険に加入していない者はいなかった。」旨陳述している。

また、C支店及びD支店の同僚の陳述から、当時、C支店に勤務していた者について、給与計算はA社本店で、厚生年金保険被保険者資格に係る届出はC支店で行われていたことがうかがえるところ、同支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、被保険者期間が請求期間と

ほぼ一致する被保険者の資格取得及び資格喪失に係る届出は、当該資格喪失から約1年後の昭和40年4月以降に行われたことがうかがえる上、当該被保険者は、「C支店に勤務していた期間は、厚生年金保険料を控除されていた。」旨陳述している。さらに、請求期間終期の昭和39年4月1日に資格取得した3人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、当該3人の資格取得に係る届出は、約半年後に行われたことがうかがえる上、このうち1人は、「C支店に勤務していた期間は、厚生年金保険料を控除されていた。」旨陳述していることを踏まえると、当時、C支店においては、本店により給与から厚生年金保険料控除が行われていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が、適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてC支店に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和38年10月から昭和39年3月までの標準報酬月額については、請求者のD支店における昭和38年9月の厚生年金保険の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る昭和38年10月1日から昭和39年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無く不明と回答しているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該各届出について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該各届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和38年10月1日から昭和39年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600025号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600106号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年4月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成26年3月1日から同年4月1日までの期間については、訂正請求が行われた日より後に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年3月1日から同年4月1日まで

A社に正社員として勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者について、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成26年4月1日であり、同社が年金事務所に提出した請求者に係る同年4月分のタイムカードの写しの印字記録によると、当該4月における出勤日数は22日、出勤から退勤までの累計は242時間57分であるところ、請求者から提出された同年3月分のタイムカードの写しの印字記録によると、当該3月における出勤日数は24日、出勤から退勤までの累計は243時間10分であることから、請求者は、請求期間においても、平成26年4月と同様に常勤的な勤務形態であったことがうかがえる。

また、請求者から提出されたA社に係る平成26年3月分及び同年4月分の給料支払い計算書の写しによると、請求者に係る各月の基本給及び各手当は、それぞれ同額であり、いずれの月においても給与が月給制で支給されていたことがうかがえるところ、同社の事業主は、「パートやアルバイト従業員の給与は時間給制で、正社員の給与は月給制である。」旨陳述している。

さらに、前述の平成26年3月分のタイムカードの写しによると、請求者の最初の出勤日は同年3月2日であり、請求者が同年3月1日は公休日である旨陳述しているところ、A社の事業主は、「正社員となる日付は、1日が公休日である場合も、当月の1日付けとしている。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたと認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年3月1日に訂正することが妥当である。

また、平成26年3月の標準報酬月額については、前述の平成26年3月分の給料支払い計算書の写しにおける報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600072号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600107号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年10月31日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成24年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年10月31日から同年11月1日まで

A社から事業縮小による退職依頼を受けて、平成24年10月31日付けで同社を退職したが、厚生年金保険の記録によると、同社に係る資格喪失年月日が同年10月31日となっており、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出されたA社が交付した平成24年分源泉徴収票及び同社の回答により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された給料台帳により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求者の平成24年10月31日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、平成24年10月31日付け退職(平成24年11月1日資格喪失)として請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を年金事務所に提出し、同年10月分の厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、年金事務所が保管している資格喪失届によると、請求者に係る資格喪失年月日が同年10月31日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として当該喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500973号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600037号

第1 結論

昭和60年4月から平成4年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から平成4年4月まで

国民年金の加入手続について、父が経営する販売所を本格的に手伝うことになったことを契機として、昭和62年6月頃に、母がA県B市C区役所の窓口において手続を行った。

請求期間の国民年金保険料について、母は、区役所の窓口において、「2、3年遡って入ってください。年間7、8万円になります。」と言われたが、一度に納付することが大変なので、3枚の納付書に分けてもらい、昭和62年6月、同年7月及び同年8月に、D銀行(現在は、E銀行)F支店において納付した。また、加入後の国民年金保険料は、母が、区役所の窓口、郵便局及び金融機関において納付し、昭和63年度分からは、両親の分と一緒に納付した。

請求期間の国民年金保険料は母が納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母は、「昭和62年6月頃にB市C区役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を全て納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出される場所、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号の前後の国民年金第1号被保険者に係る国民年金保険料の納付日及び国民年金第3号被保険者の記録などから判断すると、平成6年6月頃に、B市C区において国民年金の加入手続が行われたことにより払い出されたものと推認でき、昭和62年6月頃に加入手続を行ったとする主張と符合しない。

また、国民年金法(昭和34年法律第141号)において、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は、「時効」の規定により2年とされていることから、前述の推認した加入手続時点(平成6年6月頃)では、請求期間の国民年金保険料は納付することができない。

さらに、請求者の主張どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる場所、国民年金手帳記号番号払出簿により、B市C区及び前の住所地であったと陳述する同市G地区における払出番号を視認したが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の母の主張及び請求者の父から提出された資料等から、請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを認める事情は見当たらず、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間直後の平成4年5月から平成6年3

月までの国民年金保険料は、平成6年6月21日、同年7月26日及び同年8月23日の3回に分けて過年度納付されている。その納付された年は、請求者の母の主張と異なるが、当該過年度納付された期間は、前述の推認した加入手続時点（平成6年6月頃）において最大限遡って過年度納付することができる期間である。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600069号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600104号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年8月25日から同年12月27日まで

A社B支店に昭和25年8月25日から勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が同年12月27日となっているので、調査の上、同社B支店における資格取得年月日を同年8月25日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る労働者名簿、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から、請求者は、請求期間始期の翌日である昭和25年8月26日に、同社B支店に臨時工として入社し、同年11月21日から工具となったことが認められる。

しかしながら、請求期間前後にA社B支店で厚生年金保険被保険者資格を取得し、入社時の配属先が同社B支店であると考えられる者のうち、雇用保険の加入記録が確認できた10人の厚生年金保険の取得年月日は、いずれも雇用保険の取得年月日より数日から数か月後である上、このうち2人は、試用期間があった旨陳述していることを踏まえると、当時、同社B支店では、雇用保険加入と同時に厚生年金保険に加入させておらず、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間についても従業員により異なっていたことがうかがえる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が勤務していたことに加え、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社は、「請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しているが、同社人事総務部の担当者は、「労働者名簿以外に、請求者の請求期間に係る資料は保管していない。」旨陳述しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間前後に厚生年金保険の加入記録が確認でき、連絡先の判明した複数の者に照会したところ、回答のあった16人のうち5人が請求者を記憶していたが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、前述の試用期間があったとする二人は、試用期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて記憶していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600134号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600108号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年8月頃から同年12月頃まで

A社に営業職として昭和55年8月頃から同年12月頃まで勤務したが、当該請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

昭和56年5月にB県C市において転居の手続を行った際、国民年金保険料の未納期間を同市担当者に指摘され、当該指摘期間に係る国民年金保険料を納付したが、請求期間については、国民年金保険料を請求されなかったため、厚生年金保険の記録があったはずである。

請求期間について厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の同僚の陳述から、勤務期間を特定することはできないものの、請求者が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「請求期間当時、従業員の雇入れに当たり試用期間を設けていたか否かについて、また、従業員に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入時期について、いずれも不明である。」旨回答しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間とほぼ同じ期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる10人について、それぞれの雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認した結果、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、雇用保険の被保険者資格取得日より1か月以上後となっている者が7人(約1か月後が5人、約3か月後が1人、約8か月後が1人)おり、同社における請求者の雇用保険記録が無いことを踏まえると、請求期間当時、同社では、従業員に係る厚生年金保険の加入手続を入社と同時に進行する取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社は、「請求期間当時の資料等はなく、担当者も退職しているため、請求者の請求期間に係る勤務状況及び給与から厚生年金保険料を控除したか否かについては、不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、請求期間当時のA社において、請求者と同職種であったとする元従業員は、「私は、3か月の試用期間があったため、厚生年金保険加入期間が勤務期間と一致していない。試用期間に、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては不明である。」旨、別の元従業員も、「A社には約1年半勤務したが、厚生年金保険加入期間が勤務した期間より、理由は分からないが短くなっている。この違いが生じている数か月間の厚生年金保険料について、給与から控除されていたか否かについては分からない。」旨それぞれ陳述している。

加えて、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社において、請求期間に厚

生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できず、請求期間前後の健康保険整理番号に欠番は無い上、請求者が記憶する同僚4人のうちの1人については、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は、C市において、請求期間に係る国民年金保険料の納付を求められなかったことから、請求期間について厚生年金保険の記録があったはずであると主張しているが、紙台帳検索システムにおいて、請求者が間違われる可能性があるとして主張する氏名を含めて氏名検索を行ったが、請求者が請求期間に厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない。